

平成29年度第2回東京都高齢者保健福祉施策推進委員会
介護給付適正化部会
< 議事要旨 >

日 時：平成29年9月25日（月曜日） 午後3時から午後4時40分まで

場 所：東京都庁第一本庁舎25階 105会議室

出席者：木村部会長、木本委員、堀委員、中山委員、森山委員、土田委員、小島委員、
高岡委員、宮部委員、大野委員、荒井委員、百瀬委員、寺田委員、馬場委員、
矢作委員、戸田委員、
(町田委員、田中委員は欠席)

議 題：(1) 第7期における介護給付適正化の推進について
・ 今後のスケジュール、計画の構成案について
・ 保険者に標準的に期待する目標等について
(2) その他

議事内容：議題に沿って以下の議論が行われた。

(1) 第7期における介護給付適正化の推進について

- ・ 第7期の東京都高齢者保健福祉計画（介護保険事業支援計画を含む。）における介護給付適正化の考え方、計画の策定等に向けたスケジュール及び保険者に標準的に期待する目標等について、資料3から9、並びに参考資料1及び2を用いて事務局から説明。

< 委員による意見等 >

(各保険者での検討状況について)

- ・ 第7期介護保険事業計画の中に介護給付適正化を盛り込む保険者が多数。一方、記載方法について、主要5事業全てを具体的な取組内容等も含めて載せる、重点事業とそれ以外の事業とで記載方法を変える等、保険者ごとに検討している状況。
- ・ 介護給付適正化の推進について、保険者では、人事異動等により事業の継続的な実施が難しい面もあるため、所管している係単体ではなく、課全体で取り組む必要がある。

(都・国保連・財団における支援（資料9）について)

- ・ 都の支援策である「縦覧点検・医療情報との突合の保険者職員との共同による試行実施」について、実施保険者は都が選定するのか、手挙げ制とするのか。
→ (事務局) 国保連のシステム操作研修終了後、一定期間において都から意向調査をかける形を検討している。実施に当たっては都庁舎に来庁してもらうことを想定しているが、個人情報との兼ね合いも考慮する必要があるため、引き続き30年度に向けて検討する。
- ・ 国保連合会の支援として、引き続き全体的な研修は実施しつつ、加えて保険者を直接訪問する形での個別支援も強化する。また、独自システムの運用についても、保険者からの要望等を踏まえながら対応する。

- ・ 福祉保健財団の支援として、住宅改修や福祉用具の知識や技能の普及啓発を目的とした各種研修や講習会を実施している。住宅改修や福祉用具にかかる訪問調査の実施率が下降している中、点検未実施であり、専門性を有する職員の不足を理由として挙げている保険者においては活用をお願いしたい。

(各適正化事業及び保険者に標準的に期待する目標について)

○ 適正化事業全般

- ・ 適正化の全体像がケアマネジャー等の事業者や利用者にも伝わるよう、周知の方法を工夫・検討する必要がある。その際、給付適正化がネガティブに捉えられないよう配慮することも重要。
- ・ 自立支援に資するケアマネジメントを達成していく中で、利用者の理解が得られていなければ、現場に反映させづらい。

○ ケアプラン点検

- ・ ケアプラン点検は、点検方法や各種ガイドラインの活用方法だけでなく、点検の目的や趣旨についても、ケアマネジャーとの共通理解を構築することが重要。第7期の初年度である30年4月には、居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から区市町村に移譲されるが、これが契機となって点検を始めたと思われたいよう、目的や趣旨、効果を丁寧に説明する必要がある。
- ・ ケアマネジャーからの相談で、医療連携のところでアセスメントにつまずくケースや、医師を交えたサービス担当者会議ができていないケースを受けることがある。医療連携を絡めたケアプラン点検の在り方も視野に入れると良い。
- ・ 現在、ケアマネジャーの法定研修の内容は、合格者が最初に受ける実務研修も含め、リアセスメント支援シートを活用したものになっており、現任のケアマネジャーの方が後から学んでいる状況となっている。現任のケアマネジャー向けの支援も必要。
- ・ ケアプラン点検の実施に当たって、協力者として民間の主任ケアマネジャーを活用することも進めていく必要がある。保険者主催の研修を受講した人や事業所の管理者の推薦がある人など、協力者を探す方法は様々にある。
- ・ 点検に協力した主任ケアマネジャーに協力費を支払っている事例もある。しっかりとした形をとることで、主任ケアマネジャーにも協力者としての意識づけができるのではないかな。
- ・ 点検後の経過把握について、一度点検をしたきりではなく、その後の効果測定やフォローアップの意味合いから、何らかの形で確認することは重要だが、保険者やケアマネジャーの負担が大きくなり過ぎないような方法が良い。事業所の主任ケアマネジャーや管理者からフォローしてもらうのも一案。

○ 住宅改修・福祉用具点検

- ・ 不適切又は不要な住宅改修や福祉用具の利用が行われる前に、そうならないような取組をしていく必要がある。住宅改修は、不適切に行われてしまったものをどうすることもでき

ない。

- ・ 住宅改修は、申請から着工までをスムーズにすることと、しっかりと確認することとのバランスも重要である。
 - ・ 福祉用具貸与について、全国や都内、保険者内の平均単位数との比較が可能とあるが、価格や単位数だけでなく、利用者個人の状態も踏まえた上で判断する必要がある。
- 介護給付費通知
- ・ 利用者からみて通知がどれほど理解されているかを把握する必要がある。

(2) その他

- ・ 平成29年度第1回介護給付適正化推進研修会について、資料10を用いて事務局から説明。

<委員による意見等>

- ・ 国保連合会のデータの活用方法について、より具体的かつ実践的な内容を取り上げ、日々の業務の中でも実際に活用できるようにすると良いのではないか。
- ・ 業務を委託している事例についても、情報共有があると良いのではないか。
- ・ 小規模な保険者における取組についても、引き続き事例発表等をお願いしたい。
- ・ 住宅改修における訪問調査だけでなく、書類審査等も含めた全体的な業務の流れについても取り上げると良いのではないか。